

改正後条文	改正前関連条文	備考
<p><u>第三十条の四 柱書</u></p> <p>著作物は、次に掲げる場合その他の当該著作物に表現された思想又は感情を自ら<u>享受し</u>又は他人に<u>享受させる</u>ことを目的としない場合には、その必要と認められる限度において、いずれの方法によるかを問わず、利用することができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びに当該利用の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。</p>	<p><u>第三十条の四</u></p> <p>公表された著作物は、著作物の録音、録画その他の利用に係る技術の開発又は実用化のための試験の用に供する場合には、その必要と認められる限度において、利用することができる。</p>	<p>【具体例】(GL_p.7 以下)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・人工知能の開発に関し人工知能が学習するためのデータの収集行為、人工知能の開発を行う第三者への学習用データの提供行為（問 11 参照）</li> <li>・プログラムの著作物のリバース・エンジニアリング（問 12 参照）</li> <li>・美術品の複製に適したカメラやプリンターを開発するために美術品を試験的に複製する行為や複製に適した和紙を開発するために美術品を試験的に複製する行為（問 13 参照）</li> <li>・日本語の表記の在り方に関する研究の過程においてある単語の送り仮名等の表記の方法の変遷を調査するために、特定の単語の表記の仕方に着目した研究の素材として著作物を複製する行為（問 14 参照）</li> <li>・特定の場所を撮影した写真などの著作物から当該場所の 3 D C G 映像を作成するために著作物を複製する行為（問 15 参照）</li> <li>・書籍や資料などの全文をキーワード検索して、キーワードが用いられている書籍や資料のタイトルや著者名・作成者名などの検索結果を表示するために書籍や資料などを複製する行為（問 16 参照）</li> </ul>
<p><u>第三十条の四 一号</u></p> <p>著作物の録音、録画その他の利用に係る技術の開発又は実用化のための試験の用に供する場合</p>		
<p><u>第三十条の四 二号</u></p> <p>情報解析（多数の著作物その他の大量の情報から、当該情報を構成する言語、音、映像その他の要素に係る情報を抽出し、比較、分類その他の解析を行うことをいう。第四十七条の五第一項第二号において同じ。）の用に供する場合</p>	<p><u>第四十七条の七（情報解析のための複製等）</u></p> <p>著作物は、電子計算機による情報解析（多数の著作物その他の大量の情報から、当該情報を構成する言語、音、映像その他の要素に係る情報を抽出し、比較、分類その他の統計的な解析を行うことをいう。以下この条において同じ。）を行うことを目的とする場合には、必要と認められる限度において、記録媒体への記録又は翻案（これにより創作した二次的著作物の記録を含む。）を行うことができる。ただし、情報解析を行う者の用に供するために作成されたデータベースの著作物については、この限りでない</p>	<p>【具体例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・AI 開発のためのディープラーニングで用いられる「代数的」「幾何学的」な解析</li> <li>・コンピュータを用いない情報解析（新聞記事の解析のため紙でコピー、テレビ番組の解析のための録画）</li> <li>・自ら解析を行う場合のみならず、情報解析を行う他人のために、著作物を複製し、当該情報解析を行う他人に譲渡・公衆送信</li> <li>・譲渡・公衆送信・頒布による利用（解析終了後のデータセットを情報解析を行う他人に送信）</li> <li>・同条の適用を受けて作成された複製物の公衆譲渡（解析終了後のデータセットを情報解析を行う他人に転売譲渡）</li> </ul>
<p><u>第三十条の四 三号</u></p> <p>前二号に掲げる場合のほか、著作物の表現についての人の知覚による認識を伴うことなく当該著作物を電子計算機による情報処理の過程における利用その他の利用（プログラムの著作物にあつては、当該著</p>		<p>【具体例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・情報通信設備のバックエンドで行われる著作物の蓄積等</li> </ul>

<p>作物の電子計算機における実行を除く。)に供する場合</p>		
<p><u>第四十七条の四（電子計算機における著作物の利用に付随する利用等）</u>  電子計算機における利用（情報通信の技術を利用する方法による利用を含む。以下この条において同じ。）に供される著作物は、次に掲げる場合その他これらと同様に当該著作物の電子計算機における利用を円滑又は効率的に行うために当該電子計算機における利用に付随する利用に供することを目的とする場合には、その必要と認められる限度において、<u>いずれの方法によるかを問わず、利用することができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びに当該利用の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。</u></p>	<p><u>第四十七条の八（電子計算機における著作物の利用に伴う複製）</u>  （削除）電子計算機において、著作物を当該著作物の複製物を用いて利用する場合又は無線通信若しくは有線電気通信の送信がされる著作物を当該送信を受信して利用する場合（これらの利用又は当該複製物の使用が著作権を侵害しない場合に限る。）には、当該著作物は、これらの利用のための当該電子計算機による情報処理の過程において、当該情報処理を円滑かつ効率的に行うために必要と認められる限度で、当該電子計算機の<u>記録媒体に記録することができる。</u></p>	
<p><u>第四十七条の四 第一項一号</u>  電子計算機において、著作物を当該著作物の複製物を用いて利用する場合又は無線通信若しくは有線電気通信の送信がされる著作物を当該送信を受信して利用する場合において、これらの利用のための当該電子計算機による情報処理の過程において、当該情報処理を円滑又は効率的に行うために当該著作物を当該電子計算機の<u>記録媒体に記録するとき。</u></p>		<p>【具体例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・インターネット上のウェブページを視聴する際に、ブラウザで効率的に著作物を表示するために、利用者のコンピュータにおいてキャッシュを作成する行為（第1号）</li> <li>・情報処理を高速化するために利用者のコンピュータにおいてキャッシュを作成する行為（第1号）</li> </ul>
<p><u>第四十七条の四 第一項二号</u>  自動公衆送信装置を他人の自動公衆送信の用に供することを業として行う者が、当該他人の自動公衆送信の遅滞若しくは障害を防止し、又は送信可能化された著作物の自動公衆送信を中継するための送信</p>	<p><u>第四十七条の五 第一項一号・二号（送信の障害の防止等のための複製）</u>  自動公衆送信装置等（自動公衆送信装置及び特定送信置（電気通信回線に接続することにより、その記録媒体のうち特定送信（自動公衆送信以外の無線通信又は有線電</p>	<p>【具体例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・メインサーバーにおいて送信可能化されている著作物の送信を円滑に行うために、ミラーサーバーに著作物を複製する行為（ミラーリング）（第2号）</li> <li>・企業や大学等の団体において、当該団体内部のネットワークと外部のインターネットとの境界にサーバーを設置し、当該団体内部の利用者が外部のウェブページにアクセスする場合の送信を効率的に行うために当該ウェブページの情報に当該サ</li> </ul>

<p>を効率的に行うために、これらの自動公衆送信のために送信可能化された著作物を記録媒体に記録する場合</p>	<p>気通信の送信で政令で定めるものをいう。以下この項において同じ。)の用に供する部分(第一号において「特定送信用記録媒体」という。)に記録され、又は当該装置に入力される情報の特定送信をする機能を有する装置をいう。)をいう。以下この条において同じ。)を他人の自動公衆送信等(自動公衆送信及び特定送信をいう。以下この条において同じ。)の用に供することを業として行う者は、次の各号に掲げる目的上必要と認められる限度において、当該自動公衆送信装置等により送信可能化等(送信可能化及び特定送信をし得るようになるための行為で政令で定めるものをいう。以下この条において同じ。)がされた著作物を、当該各号に定める記録媒体に記録することができる。</p> <p>一 自動公衆送信等の求めが当該自動公衆送信装置等に集中することによる送信の遅滞又は当該自動公衆送信装置等の故障による送信の障害を防止すること当該送信可能化等に係る公衆送信用記録媒体等(公衆送信用記録媒体及び特定送信用記録媒体をいう。次号において同じ。)以外の記録媒体であつて、当該送信可能化等に係る自動公衆送信等の用に供するためのもの</p> <p>二 当該送信可能化等に係る公衆送信用記録媒体等に記録された当該著作物の複製物が滅失し、又は毀損した場合の復旧の用に供すること 当該公衆送信用記録媒体等以外の記録媒体(公衆送信用記録媒体等であるものを除く。)</p> <p>2 自動公衆送信装置等を他人の自動公衆送信等の用に供することを業として行う者は、送信可能化等がされた著作物(当該自動公衆送信装置等</p> <p>三前二号に掲げるもののほか、電子計算機による情報処理により、新により送信可能化等がされたものを除く。)の自動公衆送信等の中継するための送信を行う場合には、当該送信後に行われる当該著作物の自動公衆送</p>	<p>ーバーにキャッシュとして一定期間蓄積する行為(フォワードキャッシュ)(第2号)</p> <p>・グリッドコンピューティング等の分散処理のために著作物を公衆送信する行為(第2号)</p>
---------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------

	<p>信等の中継するための送信を効率的に行うために必要と認められる限度において、当該著作物を当該自動公衆送信装置等の記録媒体のうち当該送信の用に供する部分に記録することができる。</p>	
<p><u>第四十七条の四 第一項三号</u>      情報通信の技術を利用する方法により情報を提供する      場合において、当該提供を円滑又は効率的に行う      ための準備に必要な電子計算機による情報処理を行      うことを目的として記録媒体への記録又は翻案を行      うとき。</p>	<p>第四十七条の九（情報通信技術を利用した情報提供の準備に必要な情報処理のための利用）      （削除）著作物は、情報通信の技術を利用する方法により情報を提供する場合であつて、当該提供を円滑かつ効率的に行うための準備に必要な電子計算機による情報処理を行うときは、その必要と認められる限度において、記録媒体への記録又は翻案（これにより創作した二次的著作物の記録を含む。）を行うことができる。</p>	<p>【具体例】      ・動画共有サイトにおける著作物の送信を効率的に行うために、ファイル形式を統一化するための複製や各種ファイルの圧縮をする行為（第3号）</p>
<p><u>第四十七条の四 第二項</u>      電子計算機における利用に供される著作物は、次に掲げる場合その他これらと同様に当該著作物の電子計算機における利用を行うことができる状態を維持し、又は当該状態に回復することを目的とする場合には、その必要と認められる限度において、いずれの方法によるかを問わず、利用することができる。      ただし、当該著作物の種類及び用途並びに当該利用の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。</p>	<p><u>第四十七条の四（保守、修理等のための一時的複製）</u>      記録媒体内蔵複製機器（複製の機能を有する機器であつて、その複製を機器に内蔵する記録媒体（以下この条において「内蔵記録媒体」という。）に記録して行うものをいう。次項において同じ。）の保守又は修理を行う場合には、その内蔵記録媒体に記録されている著作物は、必要と認められる限度において、当該内蔵記録媒体以外の記録媒体に一時的に記録し、及び当該保守又は修理の後に、当該内蔵記録媒体に記録することができる。      2 記録媒体内蔵複製機器に製造上の欠陥又は販売に至るまでの過程において生じた故障があるためこれを同種の機器と交換する場合には、その内蔵記録媒体に記録されている著作物は、必要と認められる限度において、当該内蔵記録媒体以外の記録媒体に一時的に記録し、及び当該同種の機器の内蔵記録媒体に記録することができる。      3 前二項の規定により内蔵記録媒体以外の記録媒体に著作物を記録した者は、これらの規定による保守若しくは修理又は交換の後は、当該記録媒体に記録された当該著作物の複製物を保存してはならない。</p>	

<p>第四十七条の四 第二項一号</p> <p>記録媒体を内蔵する機器の保守又は修理を行うために当該機器に内蔵する記録媒体（以下この号及び次号において「内蔵記録媒体」という。）に記録されている著作物を当該内蔵記録媒体以外の記録媒体に一時的に記録し、及び当該保守又は修理の後に、当該内蔵記録媒体に記録する場合</p>		<p>【具体例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・著作物が記録されたハードディスクを内蔵するパソコンを修理する際に、著作物の利用を行うことができる状態を維持する目的で、一時的に他のハードディスクに著作物を移すために複製し、修理の完了後、パソコン内のハードディスクにデータを戻すために複製する行為（第1号）</li> </ul>
<p>第四十七条の四 第二項二号</p> <p>記録媒体を内蔵する機器をこれと同様の機能を有する機器と交換するためにその内蔵記録媒体に記録されている著作物を当該内蔵記録媒体以外の記録媒体に一時的に記録し、及び当該同様の機能を有する機器の内蔵記録媒体に記録する場合</p>		<p>【具体例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・著作物が記録されたメモリを内蔵するスマートフォンを新しいスマートフォンに交換する際に、著作物の利用を行うことができる状態を維持することを目的として、古いスマートフォンのメモリから新しいスマートフォンのメモリにデータを移行させるために、古いスマートフォンのメモリからデータを削除しつつ新しいスマートフォンにデータを複製する行為（第2号）</li> </ul>
<p>第四十七条の四 第二項三号</p> <p>自動公衆送信装置を他人の自動公衆送信の用に供することを業として行う者が、当該自動公衆送信装置により送信可能化された著作物の複製物が滅失し、又は毀損した場合の復旧の用に供するために当該著作物を記録媒体に記録するとき。</p>	<p>第四十七条の五 第一項二号（送信の障害の防止等のための複製）</p> <p>自動公衆送信装置等（自動公衆送信装置及び特定送信装置（電気通信回線に接続することにより、その記録媒体のうち特定送信（自動公衆送信以外の無線通信又は有線電気通信の送信で政令で定めるものをいう。以下この項において同じ。）の用に供する部分（第一号において「特定送信用記録媒体」という。）に記録され、又は当該装置に入力される情報の特定送信をする機能を有する装置をいう。）をいう。以下この条において同じ。）を他人の自動公衆送信等（自動公衆送信及び特定送信をいう。以下この条において同じ。）の用に供することを業として行う者は、次の各号に掲げる目的上必要と認められる限度において、当該自動公衆送信装置等により送信可能化等（送信可能化及び特定送信をし得るようになるための行為で政令で定めるものをいう。以下この条において同じ。）がされた著作物を、当該各号に定める記録媒体に記録することができる。</p> <p>（中略）</p> <p>二当該送信可能化等に係る公衆送信用記録媒体等に記録</p>	<p>【具体例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・サーバーに記録された著作物が滅失してしまう事態に備えて、直ちに著作物を利用することができる状態に回復することを目的として、サーバーのハードディスクのデータのバックアップコピーを作成する行為（第3号）</li> </ul>

	<p>された当該著作物の複製物が滅失し、又は毀損した場合の復旧の用に供すること当該公衆送信用記録媒体等以外の記録媒体（公衆送信用記録媒体等であるものを除く。）</p>	
<p><u>第四十七条の五（電子計算機による情報処理及びその結果の提供に付随する軽微利用等）</u>  電子計算機を用いた情報処理により新たな知見又は情報を創出することによつて著作物の利用の促進に資する次の各号に掲げる行為を行う者（当該行為の一部を行う者を含み、当該行為を政令で定める基準に従つて行う者に限る。）は、<u>公衆への提供又は提示（送信可能化を含む。以下この条において同じ。）が行われた著作物（以下この条及び次条第二項第二号において「公衆提供提示著作物」という。）（公表された著作物又は送信可能化された著作物に限る。）について、当該各号に掲げる行為の目的上必要と認められる限度において、当該行為に付随して、いずれの方法によるかを問わず、利用（当該公衆提供提示著作物のうちその利用に供される部分の占める割合、その利用に供される部分の量、その利用に供される際の表示の精度その他の要素に照らし軽微なものに限る。以下この条において「軽微利用」という。）を行うことができる。ただし、当該公衆提供提示著作物に係る公衆への提供又は提示が著作権を侵害するものであること（国外で行われた公衆への提供又は提示にあつては、国内で行われたとしたならば著作権の侵害となるべきものであること）を知りながら当該軽微利用を行う場合その他当該公衆提供提示著作物の種類及び用途並びに当該軽微利用の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。</u></p>	<p><u>第四十七条の六（送信可能化された情報の送信元識別符号の検索等のための複製等）</u>  公衆からの求めに応じ、送信可能化された情報に係る送信元識別符号（自動公衆送信の送信元を識別するための文字、番号、記号その他の符号をいう。以下この条において同じ。）を検索し、及びその結果を提供することを業として行う者（当該事業の一部を行う者を含み、送信可能化された情報の収集、整理及び提供を政令で定める基準に従つて行う者に限る。）は、当該検索及びその結果の提供を行うために必要と認められる限度において、<u>送信可能化された著作物（当該著作物に係る自動公衆送信について受信者を識別するための情報の入力を求めることその他の受信を制限するための手段が講じられている場合にあつては、当該自動公衆送信の受信について当該手段を講じた者の承諾を得たものに限る。）について、記録媒体への記録又は翻案（これにより創作した二次的著作物の記録を含む。）を行い、及び公衆からの求めに応じ、当該求めに関する送信可能化された情報に係る送信元識別符号の提供と併せて、当該記録媒体に記録された当該著作物の複製物（当該著作物に係る当該二次的著作物の複製物を含む。以下この条において「検索結果提供用記録」という。）のうち当該送信元識別符号に係るものを用いて自動公衆送信（送信可能化を含む。）を行うことができる。ただし、当該検索結果提供用記録に係る著作物に係る送信可能化が著作権を侵害するものであること（国外で行われた送信可能化にあつては、国内で行われたとしたならば著作権の侵害となるべきものであること）を知つたときは、その後は、当該検索結果提供用記録を用いた自動公衆送信（送信可能化を含む。）を行つてはならない。</u></p>	<p>【著作物の利用行為が情報処理の結果の提供等に「付随」するとは】  ①情報処理の結果の提供に係る行為と、②著作物を軽微な範囲で提供する行為とをそれぞれ区分して捉えた上で、前者が主たるもの、後者が従たるものという位置付けであることが求められるものと考えられる。</p> <p>【著作物の利用行為が「軽微」であるか否か】  利用に供される部分の占める割合、その利用に供される部分の量、その利用に供される際の表示の精度などの外形的な要素に照らして最終的には司法の場で具体的に判断されることとなる。</p> <p>【著作権者の利益を不当に害する場合】  判断基準：同様の但書を置いている他の権利制限規定と同じ  具体例：  ①辞書のように複数ある語義のうち一部のみでも確認されれば本来の役割を果たすような著作物について当該一部を表示すること、  ②映画の核心部分のように一般的に利用者の有している当該著作物の視聴等にかかわる欲求を充足するような著作物について当該核心部分を著作物の一部分として表示すること</p>

<p><u>第四十七条の五 第一項一号</u></p> <p>電子計算機を用いて、検索により求める情報（以下この号において「検索情報」という。）が記録された著作物の題号又は著作者名、送信可能化された検索情報に係る送信元識別符号（自動公衆送信の送信元を識別するための文字、番号、記号その他の符号をいう。）その他の<u>検索情報の特定又は所在に関する情報を検索し、及びその結果を提供すること。</u></p>		<p>【具体例】</p> <p>利用者が入力したキーワードに関連する情報（検索情報）が掲載された書籍の題号や著作者名、検索情報が掲載されたウェブページのURLを検索し、その結果（書籍の題号や著作者名、ウェブページのURL）を提供するサービスが想定され、当該検索結果の提供に付随して、当該検索結果の確認の便宜のために書籍やウェブサイト中でキーワードが用いられている本文の一部分を提供する形で著作物を利用すること</p> <p>検索結果の確認の便宜のために必要であるなど検索結果の提供に必要と認められるのであれば、上記のサービスにおいて、入力したキーワードが含まれる本文や検索対象の楽曲音声・テレビ番組映像以外の情報、例えば、書籍の表紙（書影）や楽曲のCDジャケットなどの画像を検索結果の提供に付随して提供することも、第47条の5により権利制限の対象となるものと考えられる。</p> <p>・ディレクトリ型の検索サービス（人間の手によって情報の収集、整理及び提供が行われるもの）やサジェスト機能（利用者がキーワードを入力している途中の段階で、入力候補のキーワードを提示する機能）による検索についても対象となると考えられている。</p> <p>・①ユーザーの装着した眼鏡型のデバイス等を用いて、話し相手や会話内容等の情報を入手し、これらの情報に関連する情報の所在を検索して、検索結果を眼鏡型デバイス上に表示するサービスにおいて、関連する情報の一部分を提供する行為や、②自動車内に搭載する各種センサーを用いて、周辺の店舗の口コミや都市イベント等の情報を入手し、これらの情報に関連する情報の所在を検索して、検索結果を車のフロントガラス等に表示するサービスにおいて、関連する情報の一部分を提供する行為</p>
<p><u>第四十七条の五 第一項二号</u></p> <p>電子計算機による情報解析を行い、及びその結果を提供すること。</p>		<p>【情報解析サービス】</p> <p>定義：「電子計算機による情報解析を行い、及びその結果を提供すること。」</p> <p>情報解析：「多数の著作物その他の大量の情報から、当該情報を構成する言語、音、映像その他の要素に係る情報を抽出し、比較、分類その他の解析を行うこと」（30条の4第2号）</p> <p>【具体例】</p> <p>書籍などに含まれる大量の情報の中から必要な要素を抽出し、一定の特徴や傾向などを見出すなどの解析を行い、その結果を提供するサービスが想定され、当該解析結果の提供に付随して、当該解析結果の確認の便宜のために書籍中の本文の一部分を利用することが権利制限の対象となる。</p>

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定の情報についての評判が掲載されているブログや新聞、雑誌等の内容を分析し、その結果を提供するサービスにおいて、結果の提供とともにブログ等の一部分を提供する行為（当該サービスにおいて結果の提供とともにブログ等の一部分を利用する行為は、分析結果が適切な根拠に基づいて示されたものであるかを確認するためのもの）</li> <li>・患者の病状を踏まえて、過去の症例、治療方法、薬効等に関する様々な情報から最適な治療方法を分析し、その結果を提供するサービスにおいて、結果の提供とともに最適な治療方法と判断した根拠となる情報の一部分を提供する行為</li> <li>・ユーザーがSNSに書き込んだ内容や閲覧している内容等からユーザーの嗜好を分析し、ユーザーが興味を持つと思われるコンテンツに関する情報を提供するサービスにおいて、当該情報の提供とともに当該コンテンツの一部分を提供する行為（分析結果として提供されるコンテンツがユーザーが興味を持つコンテンツであるか否かを容易に確認することができるようにするためのもの）</li> <li>・ユーザーが自ら歌唱・演奏した音源をプロの歌唱・演奏した音源と比較等して分析し、その結果を提供するサービスにおいて、その結果の提供とともにプロの歌唱・演奏した音源の一部分を提供する行為（分析結果に示されるプロの歌唱・演奏した音源との差異を体感して理解できるようにするためのもの）</li> </ul>
<p>第四十七条の五 第一項三号</p> <p>前二号に掲げるもののほか、電子計算機による情報処理により、新たな知見又は情報を創出し、及びその結果を提供する行為であつて、国民生活の利便性の向上に寄与するものとして政令で定めるもの</p>		<p>【寄せられたニーズ】</p> <p>①所在検索サービス又は情報解析サービスに該当し得るものであり、別途政令に制定するに足る必要性が認められない</p> <p>②「各号に掲げる行為に付随して著作物を利用すること」との要件に適合しないことが明らかであるか、当該要件に適合しない疑いが相当程度存在する、</p> <p>のいずれかに該当するものと整理された。</p> <p>→現時点では政令において特段の規定は設けない</p> <p>【「政令で定める基準」】</p> <p>① サービスに使用するデータベースに係る情報漏えいの防止のための措置を講ずること（第三者による使用を技術的に管理・制限する手段を講じることや、インターネットに接続されていないスタンドアロンの端末に保存することなどを想定）（政令7条の4第1項）</p> <p>② あらかじめ、法第47条の5第1項に規定する要件の解釈を記載した書類（文化庁や著作権法に精通している学者・弁護士等による解説書・解説記事）の閲覧、学識経験者（学者・弁護士等が想定されるが、必ずしも外部の第三者である必要はなく、企業内の法務部等に所属する者でも良い）に対する相談その他の必要な取組を行うこと</p> <p>③ 実施するサービスに関する問合せを受けるための連絡先等を合理的な方法及び程度により明示すること（本件に特化したものである必要はなく、一般的な問合せ窓口やフォーム等の中で、本件に関する問合せを受けることでも足りる）（第2号）</p> <p>④ ID やパスワードにより受信が制限された情報や、業界慣行に沿って情報収集禁止措置がとられた情報（robots.txt やメタ</p>

		<p>タグ等による検索回避措置)を使用しないこと(※インターネット情報検索サービスのみ)</p> <p>【権利制限の対象とならないもの】</p> <p>ある作家の著書リストを掲載し、リストの中で著書の書誌情報を提供するサービスにおいて、書誌情報とともに本文の一部を掲載する行為(ある作家の著書リストを掲載し、当該著書の書誌情報を提供しているだけで、検索や情報解析などの電子計算機による情報処理を行っていないものと考えられるため)</p>
<p>第四十七条の五 第二項</p> <p>2 前項各号に掲げる行為の準備を行う者(当該行為の準備のための情報の収集、整理及び提供を政令で定める基準に従って行う者に限る。)は、公衆提供提示著作物について、同項の規定による<u>軽微利用の準備のために必要と認められる限度において、複製若しくは公衆送信(自動公衆送信の場合にあつては、送信可能化を含む。以下この項及び次条第二項第二号において同じ。)</u>を行い、又はその複製物による<u>頒布を行うことができる。</u>ただし、当該公衆提供提示著作物の種類及び用途並びに当該複製又は頒布の部数及び当該複製、公衆送信又は頒布の態様に照らし<u>著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。</u></p>		<p>【権利制限の対象】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・軽微利用の準備のための複製等</li> <li>・検索用データベースの作成事業者と、同条第1項に基づく検索サービスを提供する事業者が同一である必要はないため、データベースの作成事業者が、検索サービス提供を行う他の事業者に対して、データベースを譲渡したり、公衆送信したりする行為等も権利制限の対象</li> <li>・複製(書籍のPDF化、PDFからのテキストデータ化など)、データ提供のための公衆送信(サーバーを通じてデータを送るなど)や複製物の頒布(データを記録したHDDの譲渡・貸与など)も権利制限の対象</li> </ul> <p>【具体例】</p> <p>所在検索サービスを例にとれば、サービスの提供に付随して本文の一部の提供を軽微利用として行う場合に、その準備のために、書籍をスキャンして電子データ化したり、ウェブページを保存したりして、検索用データベースを作成する行為等が対象として想定される。</p> <p>【留意点】</p> <p>第1項と異なり、その利用の態様を 軽微なものに限定していない。(同項は、あくまでサービス提供の準備段階でのデータベースの作成等のための著作物利用を念頭においた規定であり、その目的を超えて著作物を視聴等に供したり一般公衆への提供・提示したりするものではないため)</p>